

**介護老人保健施設「ライブリイきぬかけ」  
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 利用契約書**

\_\_\_\_\_（以下、「契約者」という。）と社会福祉法人七野会（以下、「事業者」という。）は契約者が介護老人保健施設「ライブリイきぬかけ」から提供される（介護予防）訪問リハビリテーションのサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的として、（介護予防）訪問リハビリテーションを提供し、一方、契約者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、契約締結の日から効力を有します。契約者は、本契約、重要事項説明書の改訂が行われない限り、本契約締結をもって、繰り返し当該サービスを利用することができるものとします。重要事項説明書の改訂が行われた場合においては、改訂内容を記載した文書で契約者の同意を得るものとします。

（契約の解除・終了）

第3条 契約者は、本契約の有効期間中、契約希望終了日の7日前までに事業者に通知することによって、本契約を解除することができるものとします。但し、契約者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。

2 事業者が介護保険法及び本契約に定める責務を履行しなかった場合または不法行為を行った場合には、契約者は事業者に対し本契約を解除することができます。

3 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4 次の事由に該当した場合には、本契約は自動的に終了することとします。

- 一 契約者の要支援・要介護認定が自立と認定された場合
- 二 契約者が死亡した場合

(介護予防) 訪問リハビリテーション計画書の決定・変更)

第4条 事業者は、医師の診療に基づき、介護予防サービス計画・居宅サービス計画に沿って契約者の(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。

2 事業者が提供する(介護予防)訪問リハビリテーション計画書を作成・変更した際には、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得るものとします。

(利用の中止・変更)

第5条 契約者は、利用期日前において、(介護予防)訪問リハビリテーションの利用の中止または変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に出ることとします。変更の場合には、事業者は契約者に希望日を聞いた上で、利用日を協議するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第6条 契約者は本契約に基づく(介護予防)訪問リハビリテーションを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた分(介護保険負担割合証で定められた契約者の自己負担割合に応じた額)及び契約者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計を事業所に支払うものとします。

2 事業者は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日頃に発行し、所定の方法により交付します。契約者は、これをその月の27日頃までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

(利用料金の変更)

第7条 前項に定めるサービス利用料金については、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 前項に定める介護保険給付サービスに要した費用以外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(運営規定の遵守)

第8条 事業者は、別に定める運営規定にした愛、必要な人数を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供することとします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、契約者に対する(介護予防)訪問リハビリテーションの提供について記録を作成し、これを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交

付するものとします。

(守秘義務等)

第10条 事業者、および事業者の職員は、(介護予防)訪問リハビリテーションを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

2 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第12条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約終了時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が生じた場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が生じた場合

(身元引受人)

第13条 事業者は、契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はその限りではありません。

2 身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連携して履行の責を負います。

3 前項の身元引受人の負担は、極限額20万円を限度とします。

(契約当事者の変更)

第14条 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、または、契約者に家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情処理)

第15条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付

ける窓口を設置して適切に対処するものとします。

(協議事項)

第16条 本契約に定められていない事項については、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名または記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

契約者 住所  
氏名 印

署名代行者 住所  
氏名 印  
契約者との関係

身元引受人 住所  
氏名 印  
契約者との関係

事業者 住所 京都市北区大北山長谷町5番地36  
事業者名 社会福祉法人 七野会  
代表者氏名 理事長 井上 ひろみ 印